平成２２年（フ）第２０１号
松江市馬潟町356番地26
破産者　宮田　香菜
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９号
山口県山陽小野田市高栄３丁目６番５号
破産者　有限会社Ｋ・ＳＨＩＮ工業
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第５０号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原948番地の10
破産者　有限会社小陣軽天工業
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第５２１号
群馬県前橋市日吉町４丁目36番地13
破産者　有限会社国領写真商会
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１６号
千葉市中央区登戸１丁目９番14号第二青木ビル401号
破産者　有限会社アド・マーク
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１７号
千葉市若葉区高品町451番地
破産者　山本　光良
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第９０号
山形県鶴岡市下山添字茶屋川原178番地
破産者　櫛引ブロック工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第８９８号
千葉県八千代市萱田2238番地９　コンフォートシティ208号、開始決定時の住所千葉県八千代市大和田新田564番地１アルファグランデ八千代中央201
破産者　堀口　洋亮
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８９９号
千葉県八千代市萱田2238番地９　コンフォートシティ208号、開始決定時の住所千葉県八千代市大和田新田564番地１アルファグランデ八千代中央201
破産者　堀口　直美
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２５５号
千葉市中央区末広２丁目５番３号　ファーストエリア102号
破産者　吉武　則夫
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４５号
千葉市美浜区打瀬１丁目７番地４　パティオスアバンセ813号
破産者　鳳　　義治
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６８号
千葉市若葉区若松台３丁目13番７号
破産者　林　　安子
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８１６号
神奈川県座間市相武台１丁目4986番地の１ライオンズマンション相武台前第２―507号
破産者　有限会社山田商事
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９３０号
横浜市鶴見区梶山１丁目19番８号
破産者　有限会社シェトワ
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８５号
奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目12番29号
破産者　株式会社スギハラ
1　決定年月日　平成23年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１９８６号
札幌市手稲区前田４条10丁目３番15号
破産者　有限会社工働館
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８２号
千葉県市原市ちはら台南５丁目25番地10
破産者　鈴木　惠美
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１９号
千葉県船橋市薬円台６丁目８番13―403号
破産者　古迫　正紀
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２４３号
千葉市中央区新田町32番４号
破産者　佐藤　達雄
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６５号
東京都稲城市東長沼981番地の５ハイム双葉105
破産者　佐藤　シヅ
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４４７号
山梨県北杜市高根町清里3545番地334、開始決定時の住所東京都八王子市緑町120番地３　１号棟203号
破産者　高鍋佳代子
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４４８号
山梨県北杜市高根町清里3545番地334、開始決定時の住民票上住所東京都八王子市緑町120番地３　１号棟203号
破産者　高鍋　恵美
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部